

綾瀬市立綾瀬小学校「学校いじめ防止基本方針」（令和7年4月一部改訂）

1 いじめの防止等対策に関する基本的な方向に関する事項

<本校のいじめ防止に関する基本理念>

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめを生まない学校づくりに向け、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、児童の感じる被害性に着目し、いじめの防止等のための対策に取り組む。」

<いじめに対する基本認識>

「いじめは、絶対に許されない。」

「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうる。」

「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

<学校及び職員の責務>

「いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するために、いじめ防止等の対策の組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、被害の拡大や再発防止に努める。」

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）いじめの未然防止のための取組 “いじめを起こさない”

○「自他尊重」を目指す学校づくり

- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で「分かった、できた」という達成感を味わえるような授業改善に取り組む。また、児童が安心して「間違い」や「分からない」を発信できるような授業づくり、教室づくりを心がける。

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己有用感を味わい、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営の充実を図る。
(ソーシャルスキルトレーニングの活用、安心して自分の意見や考えを発信できる・いじめや差別を許さない雰囲気づくり)
- ・子どもたちにとって身近な事例や日常生活で起こりうるケースを取り上げ、子どもたち自身で対処の仕方や声かけを考えられる場を作り、話し合う機会を設ける。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや、人を傷つけることは絶対に許されないことなどについて具体的な場面で繰り返し指導する。
全ての教育活動を通して、道徳教育（命を大切にする心・他を思いやる心・自立（律）の心・規範意識など）、人権教育（自分も大切・他の人も大切）、情報モラル教育を実践し、道徳心と心の通うコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・学校行事、体験活動、野外活動や日常の学習・活動において、丁寧な見取りや評価・称賛を行い、自己肯定感を持たせる。
- ・教職員は、いじめ防止の重要性に関する理解を深めると同時に、児童とともにいじめの防止啓発活動を全校に発信するなど、いじめの未然防止に向けた取組を進める。今年度は人権教育として、昨年度より回数を増やし、年度に4回実施する。1回目は「いじめ防止週間」として学校全体で「いじめ」をなくしていくことを職員から発信した後、学級指導を行い、いじめ防止3か条をクラスごとに作成し掲示する。講話朝会では、校長先生から谷川俊太郎の「ともだち」の絵本をもとに「ともだち」について講話を頂く予定である。2学期にはS学活や「人権週間」として、委員会中心による児童発信の活動をしたり、職員から話をしたりして防止啓発に努める。3学期は、「ピンクシャツ週間」として、世界共通の取り組みについて委員会から発信したり、いじめ防止3か条の振り返りを行ったりする。
- ・学校全体で、児童とのふれあいを大切にし、本当の気持ちや悩みなどを日頃から教職員に打ち明けることができる人間関係づくりに取り組む。
- ・教職員は、児童や保護者と日頃から信頼関係を築いていく。
- ・保護者及び地域住民その他の関係者との連携に取り組む。
- ・全ての教職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・教職員同士の情報交換や気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・教職員は、自らの言動がいじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に取り組む。
- ・学校の基本方針である「自他尊重」をあらゆる教育活動の場で児童に伝え、浸透していくように促す。

（２）いじめの早期発見 “いじめを見逃さない”

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査（スクールアンケート）を毎月1回実施する。
(調査方法は、質問紙（番号・名前記入）方式によるほか、適宜聞き取り調査によること

もできる。)

- ・スクールアンケートの確認体制を整える。今年度もスクールカウンセラーとスクールアンケートの内容を共有することで児童の様子を気にかけてもらい、スクールカウンセラーが積極的に児童に話しかけることで、連携しやすい関係を築けるようにする。
- ・保護者との連携を密にし、協力体制をつくって、対策の実施及び児童の指導に取り組む。

を整える。

- ・教職員は、日頃から児童の様子を観察し、いじめの兆候の発見に努める。
- ・学年間及び関係職員（児童指導担当職員・教育相談コーディネーター・養護教諭など）で情報共有をする。（一人で悩まない・抱えこまない）
- ・児童及び保護者がいじめに係る通報や相談をしやすくなるよう体制の整備を行い、迅速に対応できるようにする。

（３）いじめに対する措置“いじめを解決する”（早期対応・早期発見）

- ・いじめの疑いやいじめの訴えがあった場合は、直ちに教育相談等を実施し、早期解決に向けての支援や指導を行う。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、速やかな組織的対応を図り、情報の共有や対策の手順・方針の共通理解のもとに必要な措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者、当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して取り組む。

（４）インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットや携帯電話を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、関係団体及び企業等との連携により、情報モラルの意識醸成等に努める。今年度も年２回、３年生以上を対象に携帯電話教室を実施する。１学期初めと２学期初めに日程を組むことで、使用法を見直す機会と正しい使い方の啓発に努める。１回目は自分が被害者にならないために、２回目は自分が加害者にならないための正しいインターネット使用について講義をして頂く機会を設ける。
- ・アンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットや携帯電話を利用したいじめの早期発見に向けて取り組む。

(5) 「学校いじめ対策等検討委員会」の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「綾瀬小学校いじめ対策等検討委員会」を設置する。

<設置根拠等>

- ・いじめ防止対策推進法第22条により設置する常設組織とする。

<構成員>

- ・校長、教頭、児童指導担当総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導グループ担当職員、養護教諭、等
- ・事例に応じた専門人材の登用 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師（学校医） 等

<活 動>

- ・「スクールアンケート」等の定期的な実態把握に関すること。
- ・いじめの通報・相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する児童の理解を深めること。
- ・いじめ事案への対応及び事実確認調査等に関すること。
- ・校内既存組織の活用及び連携に関すること。
- ・その他いじめ防止対策に必要と認められること。

<開 催>

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は必要の都度の緊急開催とする。

(6) 重大事態への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下「重大事態」という。）は、以下の対処を行う。相当の期間とは、年間30日間を目安とする。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織及び分掌を定める。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- ② いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(8) その他

- ・この方針は、必要に応じて見直しを図るとともに。児童及び保護者ほか関係者への周知公表を行う

《いじめへの組織対応の流れ》

いじめ問題発見（アンケート・観察等）

教師・養護教諭の気づき
他児童・保護者からの訴え等

被害児童

担任・学年

『事実確認』

- ・ 訴えを真剣に聞き、思いに寄り添い、共感的に受け止める
- ・ 迅速な対応と訴えの概略記録と報告（情報収集と事実確認（いつ、誰が、どこで・何を・どうした））

児童指導担当教員

児童指導担当総括

管理職

関係機関との連携

『方針立案』

- ・ 指導方針を学校で共有する

いじめ防止対策委員会 （児童指導委員会）

管理職・児童指導担当総括・教育相談コーディネーター・児童指導担当教員・担任
・ 学年・養護教諭
（その他必要に応じて）

保護者に連絡

被害児童・加害児童・周りの児童
・ 保護者への指導・支援

再発防止・未然防止